

角田市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年8月31日

角田市監査委員 南部 信 一

角田市監査委員 湯 村 勇





角 監 第 7 号  
令和5年7月7日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 南 部 信 一  
角田市監査委員 湯 村 勇

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

### 記

#### 1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

#### 2. 監査の対象

中島保育所、角田児童センター、児童クラブ（2箇所）

#### 3. 監査の期間

令和5年5月16日（火）から令和5年5月24日（水）まで

#### 4. 監査の範囲

令和4年度配当予算の経理業務、契約・検収業務、物品・施設の管理業務

#### 5. 監査の方法

監査に当たっては、監査要領に基づき、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び関係法令等に則り合理的、効率的に施行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合を行うとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

## 6. 監査の着眼点

- (1) 児童に対する安全管理について
- (2) 施設及び遊具の安全管理について

## 7. 監査の結果

監査の結果、財務事務については概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり指摘事項が見受けられたので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。

### (1) 児童に対する安全管理について

#### ① 不審者等への対応について

火災、地震、風水害、不審者への対策については防災対策マニュアルを作成し、訓練も毎月行われていることが確認できた。不審者の侵入などによる緊急事態に迅速・的確に対応し、子どもの安全を確保するとともに、正常な保育活動を保つためには、職員一人ひとりがそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら、いかなる状況にも落ち着いて臨機応変に対応できるような体制が整っていることを確認した。

中島保育所の防犯カメラが以前から故障していたが、令和3年11月に登米市の豊里こども園にナイフを持った男が侵入した事件が発生したことを契機に修理をしたということである。

児童の安全管理の面から、このような事件が起こらなくても、防犯カメラが故障したのならば早急に修理をして現状復旧をしなければいけないので適切に対応をするよう改善されたい。

### (2) 施設の遊具等に対する安全管理について

#### ① 安全管理への対応について

施設の遊具等に対する安全管理については大きな問題はなかったが、これには保育士さんたちの日々の努力によるものがかなり大きく影響していることを確認した。

遊具定期点検業務委託料において遊具の点検結果報告書が2月に提出されるので、修繕箇所があっても次年度の予算編成に間に合わず再来年に修繕するようになっているという現状なのを認めたので、点検結果報告書を予算編成前に業者から提出してもらい次年度に修繕できるよう改善されたい。